

第4回金融小委員会事務局資料 (間接金融の在り方について)

2022年5月16日

中小企業庁

1. 政策金融の効果検証

2. スタートアップ創出・創業促進

3. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

4. ご議論頂きたい論点

政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等を延長

- 政府の中小企業向け資金繰り支援ツールとしては、日本公庫等のほか、指定金融機関による危機対応業務や信用保証が存在。
- 先般の経済対策において、新型コロナの影響を受けた事業者に対し、本年6月が申請期限であった**政府系金融機関による実質無利子・無担保融資及び危機対応業務等について、本年9月末まで延長**が決定。

各機関ごとのコロナ資金繰り支援策（シニアローン関係）

実施機関	商工中金 (中小向け危機)	日本公庫等 (中小事業)	日本公庫等 (国民事業)	信用保証協会
要件 支援内容	新型コロナの影響により、最近1ヶ月間の売上高が一定程度減少 ①▲5%であれば、 <u>低利・無担保融資（新型コロナ特別貸付）</u> 当初3年間：基準利率▲0.9%、4年目以降：基準利率 ②さらに以下を満たせば、 <u>利子補給により当初3年間、実質無利子化</u> 小規模の個人事業主の場合▲5%、小規模の法人の場合▲15%、 その他の場合▲20%			○ <u>セーフティネット保証4号(100%保証)</u> 新型コロナの影響により、最近1ヶ月の売上高が▲20%の事業者が対象 ○ <u>セーフティネット保証5号(80%保証)</u> 指定業種において、最近1ヶ月の売上高が▲5%等の事業者が対象
上限額	3億円(実質無利子/低利) 6億円(融資枠)		6,000万円(実質無利子/低利) 8,000万円(融資枠)	2.8億円(一般保証とは別枠)
申請期限	22年 6月30日⇒9月30日			4号：22年 6月1日⇒9月30日 5号：22年6月30日(四半期毎に業種指定)
実績	4万件、 2兆5708億円	90万件、15兆1,141億円		4号：91万件、15兆7,646億円 5号：22万件、3兆8,952億円

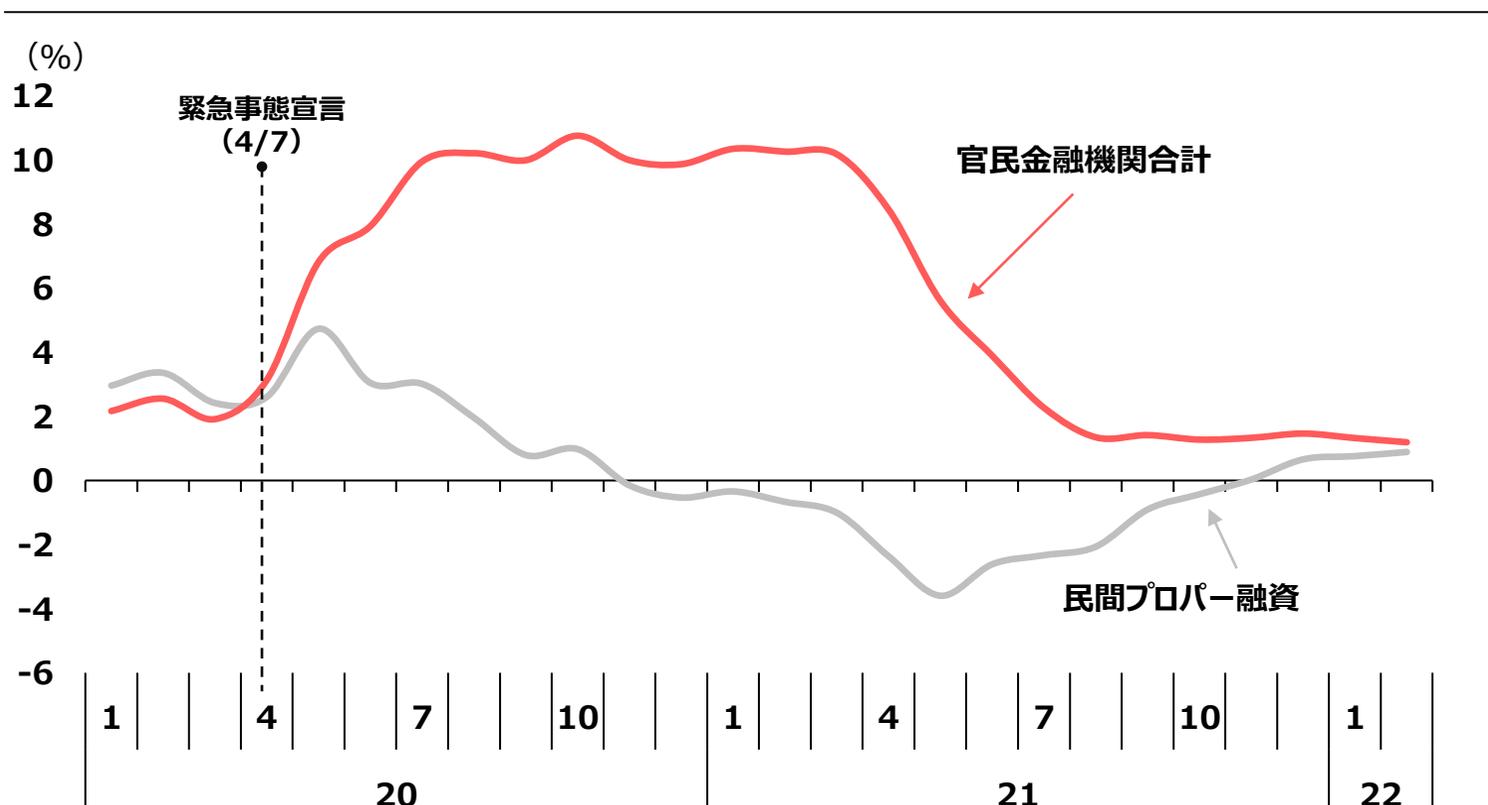
(注) 基準利率については、2022年5月1日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず、中小・危機で1.06%、国民で1.21%。実績は、商工中金はコロナ事由の中小企業向け危機対応業務（シニアローン）、日本公庫は新型コロナ特別貸付、保証協会は各保証制度（コロナ事由）の2020年3月～2022年3月末までの実績。

(出所) 日本政策金融公庫提供データ、商工中金提供データ、全国信用保証協会連合会提供データにより作成。

中小企業向け貸出は政府系金融や保証付き融資により大きく増加

- 2020年4月以降、各種の金融支援策もあり、**官民金融機関による中小企業向け貸出は大きく増加**。
(実質無利子・無担保融資等の実績は2022年3月31日までに政府系で約18兆円、民間で約37兆円)
- 足下ではコロナ前比約1.1倍程度となっているが、**増分の大半は日本政策金融公庫や信用保証付の融資**。

中小企業向け融資残高（対前年同月比）



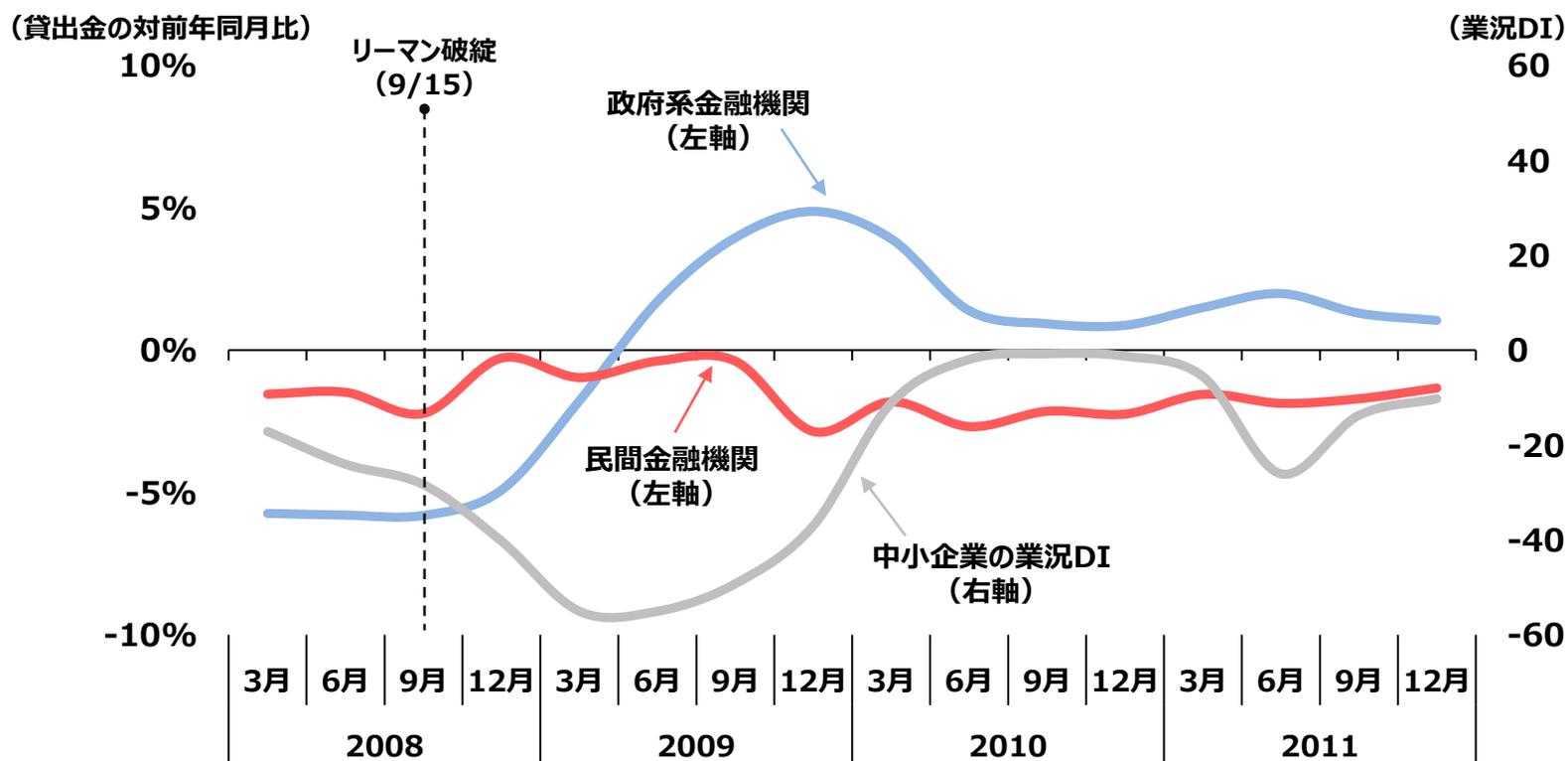
(注) 官民金融機関合計は、日本政策金融公庫（中小・国民）及び商工中金による貸出金（以上政府系金融機関）、国内銀行における中小企業（法人）向けの貸出金、信用金庫における法人向け貸出金（民間金融機関）の和。民間プロパー融資は、民間金融機関貸出から保証債残高を引いて算出した推計値。なお、実質無利子・無担保融資の合計値は、四捨五入の関係で約56兆円となる。

(出所) 日本銀行「現金・預金・貸出金」、日本政策金融公庫提出資料、商工中金提供資料、全国信用保証協会連合会提供資料により作成。

一方、リーマン時は100%保証を発動したものの効果は限定的

- リーマン・ショック時は、足下のコロナ危機とは異なり、金融収縮期であったこともあり、**100%保証を発動**（*）したものの、**民間金融機関の貸出金の減少傾向は解消せず**。（*）緊急保証制度。2008年10月31日から発動。
- 他方、**政府系金融機関**は、中小企業の**業況が悪い時には貸出金が増加**。

中小企業向け融資残高（対前年同期比）



（注）民間金融機関は、国内銀行における中小企業（法人）向けの貸出金、信用金庫における法人向けの貸出金の和。

政府系金融機関は、日本政策金融公庫（中小・国民）、商工中金の貸出金の和。

（出所）日本銀行「預金・現金・貸出金」、日本政策金融公庫提供資料、商工中金提供資料、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査結果」により作成。

金利を大きく引き下げた資本性劣後ローンを実施

- **民間金融機関の債務者評価で資本と見なせる資本性劣後ローン**について、2020年8月より、コロナ対策の一環として、日本公庫・商工中金（危機対応業務）等において実施。
- 予算を通じた財務基盤強化等により、**平時と比較して大きく金利を引き下げ、民間金融機関による同様の商品では届かないような幅広い層への利用を促しており**、要注意先であっても、コロナ後に向けて事業再構築に取り組む中小企業を長期的な視点で支援。

新型コロナ対策資本性劣後ローンの概要（金利以外）

融資対象	<p>コロナの影響を受けた、以下に該当する事業者</p> <p>① J-Startupに選定された者等（新事業型）</p> <p>② 再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行う者等（再生型）</p> <p>③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築されている者※ （事業継続・展開型）</p> <p>※協調支援を希望しない場合等においても、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象</p>
融資限度額	<p>【中小事業・危機対応】1社あたり10億円</p> <p>【国民事業】1社あたり7,200万円</p>
融資期間	20年・15年・10年・7年・5年1ヵ月 （期限一括償還）
資本性の扱い	<p>金融機関の債務者評価において自己資本とみなすことが可能</p> <p>※償還期限の5年前までは残高の100%、5年を切ると1年毎に20%ずつ資本とみなせる額が減少</p>

資本性劣後ローンの金利比較（一部抜粋）

		5年1ヵ月	10年	20年
コロナ （公庫中小・ 国民、商中 共通）	4年目以降黒字	2.60%	2.70%	2.95%
	当初3年、 4年目以降赤字	0.50%	0.50%	0.50%
コロナ以外の 公庫・中小	黒字	3.60%	4.95%	5.70%
	赤字	0.50%	0.50%	0.50%
コロナ以外の 公庫・国民	黒字	4.95%	5.60%	6.45%
	赤字	0.90%	0.90%	0.90%

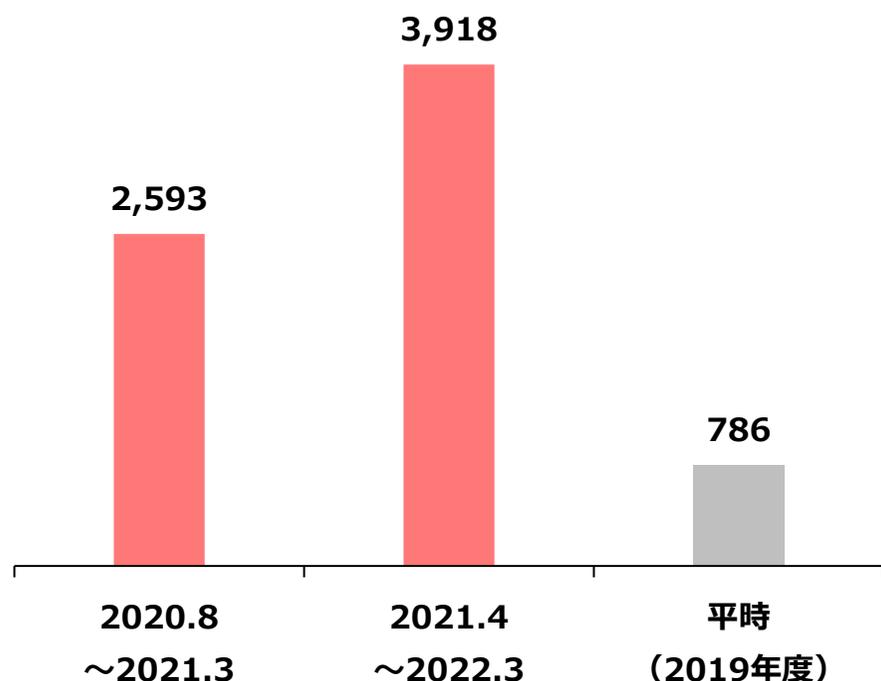
（注）右図の金利表は、2022年5月1日時点。

（出所）日本政策金融公庫HP等により作成。

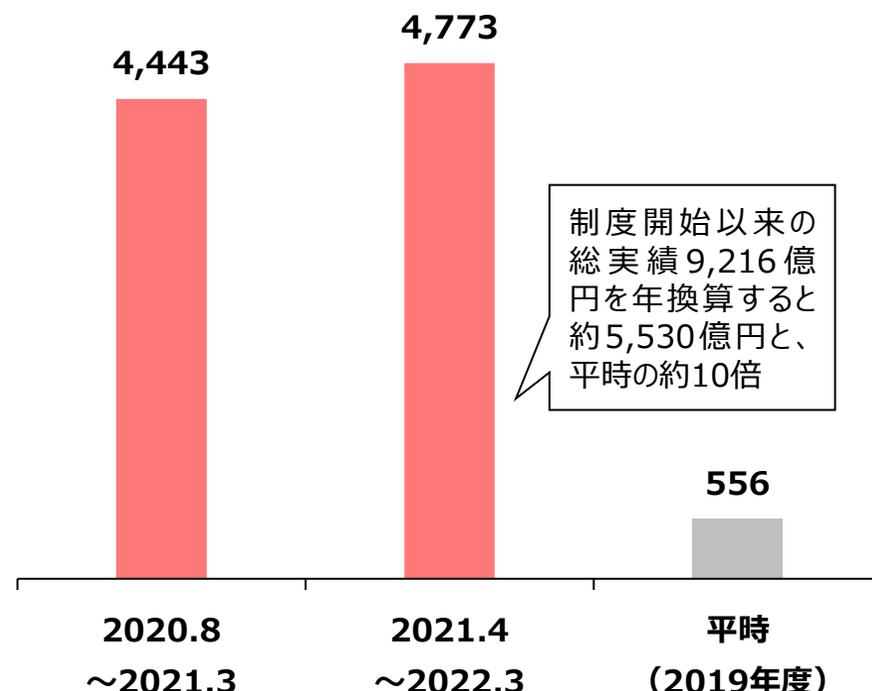
資本性劣後ローンは民間との協調実績が多数

- 政府系金融機関による資本性劣後ローンは、2020年8月～2022年3月で、約6,500件、約9,200億円の実績（うち商工中金は700件、0.1兆円）。資本とみなせるという性質のため、**民間金融機関との協調案件が基本**（日本公庫：93.3%、商工中金：95.4%）。
- 金額ベースの実績は、**平時の約10倍**で、全国で幅広く利用が進む。

コロナ資本性劣後ローンの実績（件数）



コロナ資本性劣後ローンの実績（金額（億円））



（注）2020年8月以降の実績は、日本政策金融公庫、商工中金の新型コロナ対策資本性劣後ローンの実績で、平時は2019年度の通常の資本性劣後ローンの実績。右図において、2020年8月～2022年3月の実績（9,216億円）に12ヶ月/20ヶ月をかけると、5,529.6億円。これを2019年度の実績556億円と比較すると、9.9倍。

（出所）日本政策金融公庫提供データ、商工中金提供データにより作成。

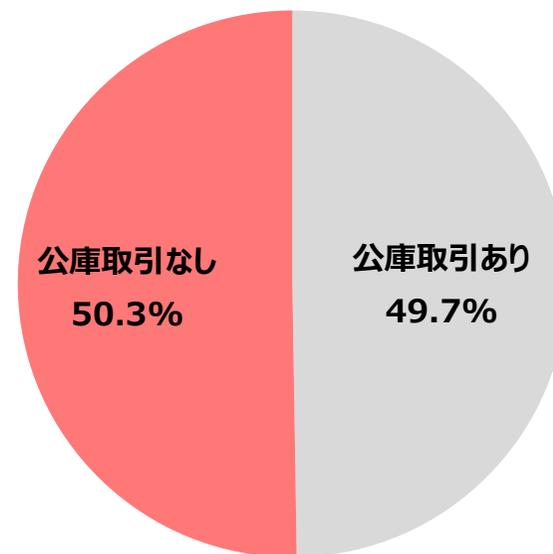
商工中金の利用層のうち、約半分は日本公庫を利用せず

- 中小企業向けの政府系金融機関としては、**平時より民業補完の観点で資金供給を行う日本公庫と、フルバンク機能を持ち、平時より事業者と深い関係を築き、危機時に伴走支援も行う商工中金（指定金融機関）による危機対応業務**の両者が存在。商工中金は、全国に支店を有し、危機時に日本公庫の役割を量的にも補完。
- 商工中金の利用先は、比較的規模の大きい地域の中核企業（取引先のうち従業員100名以上が14%）であり、日本公庫を利用していない層は**約5割**。

日本公庫と商工中金の比較

	日本公庫 (国民)	日本公庫 (中小)	商工中金	
				うち危機対応
国内店舗数	152店舗	66店舗	99店舗	
利用先数	117.7万社	6.1万社	7.8万社	2.8万社
1先当たり 融資額	約10百万円	約1.1億円	約0.8億円	約0.7億円
その他	民業補完の観点から、平時は政策的必要性を踏まえた資金供給。危機時は、 <u>民間だけでは取り切れないリスクを補完する観点から資金供給。伴走支援は民間金融機関の役割。</u>		フルバンク機能を持つため、平時より深い取引関係構築が可能。危機時には、 <u>平時の関係をベースに、迅速な資金供給について、伴走支援も含め対応可能。</u>	

商工中金取引先のうち、公庫との取引の有無



(注) 左図は2021年3月末時点。右図は2022年3月末時点速報値。商工中金と取引のある社のうち、他行との取引データのある50,185先について、公庫との取引有無を確認。(出所) 日本政策金融公庫提供データ、商工中金提供データにより作成。

1. 政策金融の効果検証

2. **スタートアップ創出・創業促進**

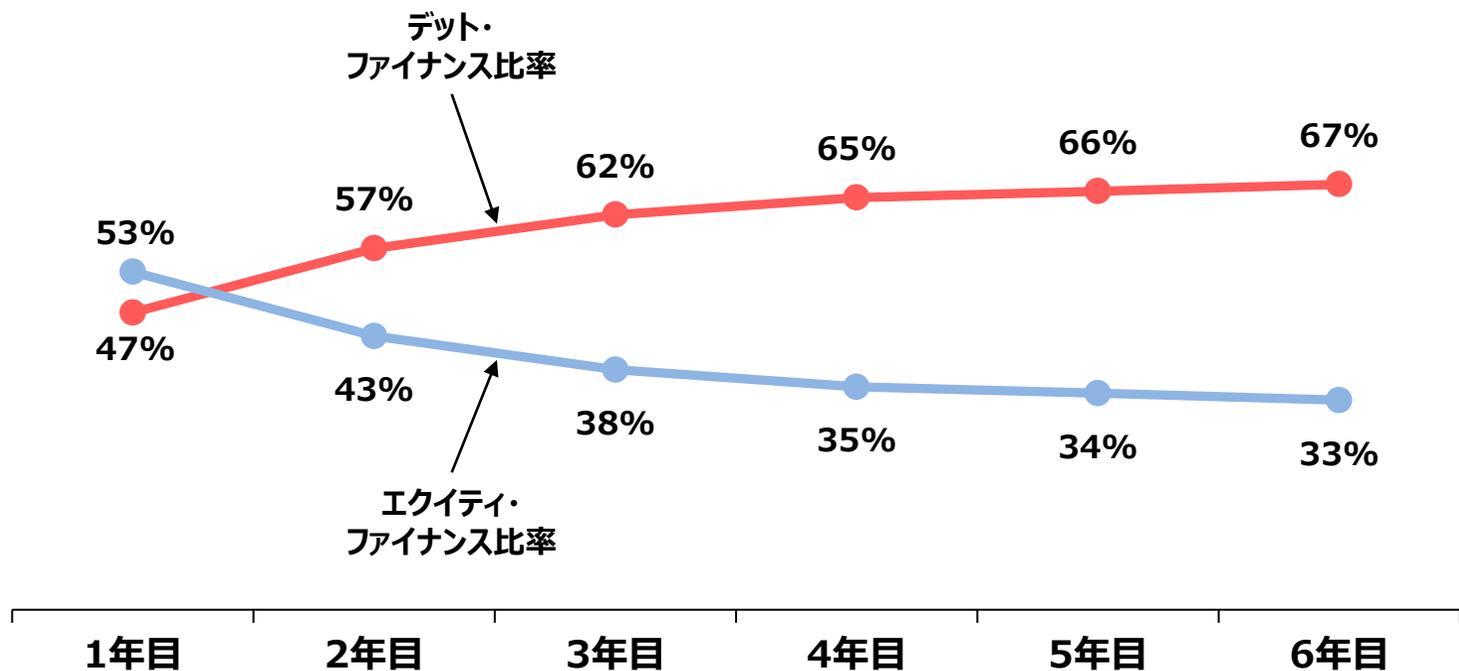
3. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

4. ご議論頂きたい論点

デット・ファイナンスはスタートアップ企業の重要な資金調達手段

- 日本のスタートアップ企業の資金調達に占めるデット・ファイナンス比率は、創業以降徐々に増加。
- **創業6年目のデット・ファイナンス比率は、エクイティ・ファイナンス比率の2倍（67%）に。**

スタートアップ企業のデット・ファイナンス比率／エクイティ・ファイナンス比率（平均）



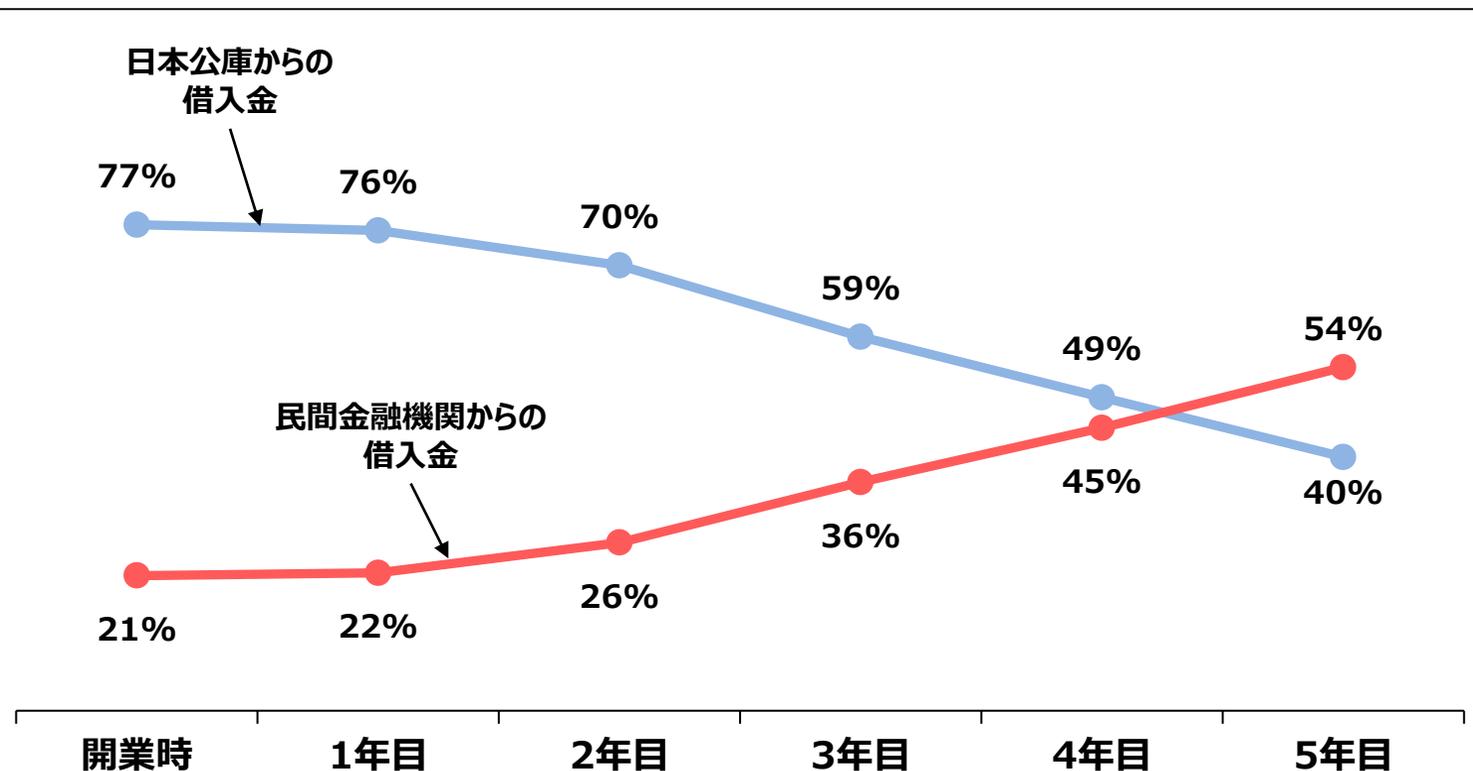
(注) 2004年から2009年に設立された日本企業のうち、2015年3月時点でデータベース「ORBIS」から財務諸表を入手でき、かつ、子会社や関連会社等分析に適さない企業を除いた2,116社が調査対象。

(出所) 「スタートアップの資本構成」(本庄,2015年) により作成。

創業後5年までは政府系金融機関のデット・ファイナンスの役割が大きい

- 日本公庫の融資を受けて開業した企業の借入金进行分析すると、**開業4年目までは日本公庫からの借入**が、**開業5年目には民間金融機関からの借入**がそれぞれ**過半**を占める。

日本公庫の融資を受けて開業した企業の借入金の内訳（1企業当たり）



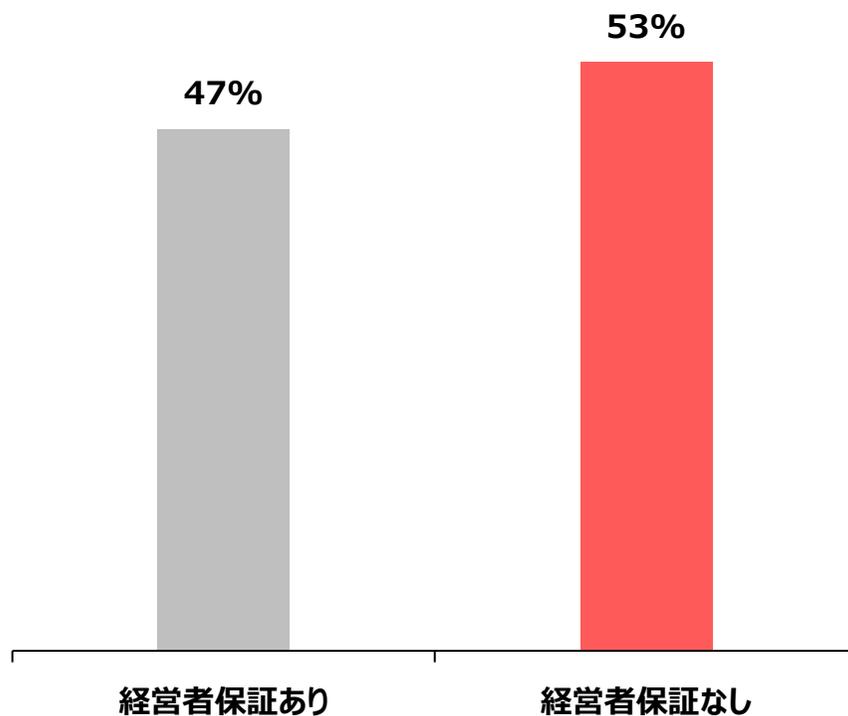
(注) 日本政策金融公庫国民生活事業の融資を受けて2011年に開業したと想定される企業9,287社に第1回アンケートを実施し、回答のあった企業のうち2011年に開業したことが確認された企業3,046社（不動産賃貸業を除く）が継続調査先。2011年以降、毎年12月末を調査時点とし、2015年12月末時点まで5回のアンケートを実施。第1回調査から第5回調査まで借入残高をすべて回答した企業を集計対象とした。

(出所) 日本政策金融公庫総合研究所「新規開業パネル調査」(2016年) により作成。

商工中金のスタートアップ支援の取組

- **商工中金**は、経営改革プログラム（2018年10月～2022年3月）において、**スタートアップ^o（*）支援に注力**。
（*）①上場に向けた計画がある、②VC等の出資がある又は出資を受ける見込みがある、③既存の市場にない新しい技術・製品・サービスを提供する、のいずれかに該当する企業。
- この間、**スタートアップに約610件、430億円の融資を実施**。その**過半数が経営者保証の徴求なし**。

スタートアップ向け融資における経営者保証の状況

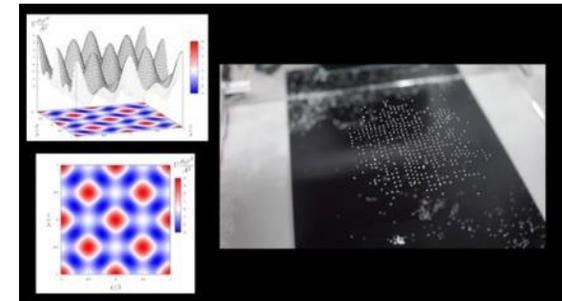


（左図） n=611件（速報値ベース）。対象は、経営改革プログラム期間中のスタートアップ向け融資件数。
（出所）商工中金提供資料により作成。

商工中金のスタートアップ向け支援事例

ピクシーダステクノロジーズ株式会社（東京都）

- 超音波や光の制御技術を研究開発するベンチャー企業（平成29年設立、J-Startup企業認定）である当社に対し、経営者保証に依存せず、向こう4年間の研究開発費の資金調達枠として10億円を設定した事例。
- 研究開発期にある企業に対するファイナンス手法として、事業計画の達成状況に応じて年度ごとの資金調達の可否が決まるスキームを提案。
- スタートアップ企業向けの大口与信と事後のモニタリング機能を兼ね備えたスキーム設計を行うことで、研究開発を資金面からサポート。



1. 政策金融の効果検証

2. スタートアップ創出・創業促進

3. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

4. ご議論頂きたい論点

経営者保証を解除できる可能性があることを強調した広報の展開

- 第3回金融小委の議論を踏まえ、「経営者保証を外すことができるかもしれない」というメッセージを強調したチラシの一案を作成。本日の御議論も踏まえて修正した後、幅広いルートで周知を図る予定。

経営者保証を解除できる可能性があることを強調したチラシ（案）

中小企業経営者の皆さまへ

経営者保証^(※)は、金融機関借入に 必須ではありません

※経営者保証とは？
金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となることです

経営者保証ガイドラインに基づく
経営者保証解除の3要件

- 資産の所有やお金のやりとりに関し、法人与経営者の関係を明確に分ける
- 法人のみの資産や収益力で返済が可能となるよう、財務基盤を強化する
- 金融機関への財務情報の適時適切な開示等により、経営の透明性を確保

上記の要件の全てまたは一部を満たしているか、
まずは金融機関にご相談を

これにより・・・
経営者保証なしで融資を受けられる可能性
提供している経営者保証を見直せる可能性

経営者保証に関するご相談先

新規借入時 既存借入の借換時等	事業承継時	保証債務履行時
新規に借入を行う際や既存の借入について経営者保証を外したい方	事業承継を行う際に経営者保証が障害となっている方	保証債務の整理を経営者保証ガイドラインに基づいて行いたい方

経営者保証全般に関するご相談

取引金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

事業承継のご相談	保証債務整理のご相談
<p>事業承継・引継ぎ 支援センター</p> <p>経営者保証ガイド (支援内容)</p> <p>ライン要件の充足 状況確認、 経理の透明性確保 や財務内容の改善 等の助言</p> <p>(相談先一覽)</p>	<p>中小企業活性化 協議会</p> <p>経営者保証ガイド (支援内容)</p> <p>ラインを活用した 保証債務整理の 支援</p> <p>(相談先一覽)</p>

経営改善計画策定支援事業の利用
に関するご相談

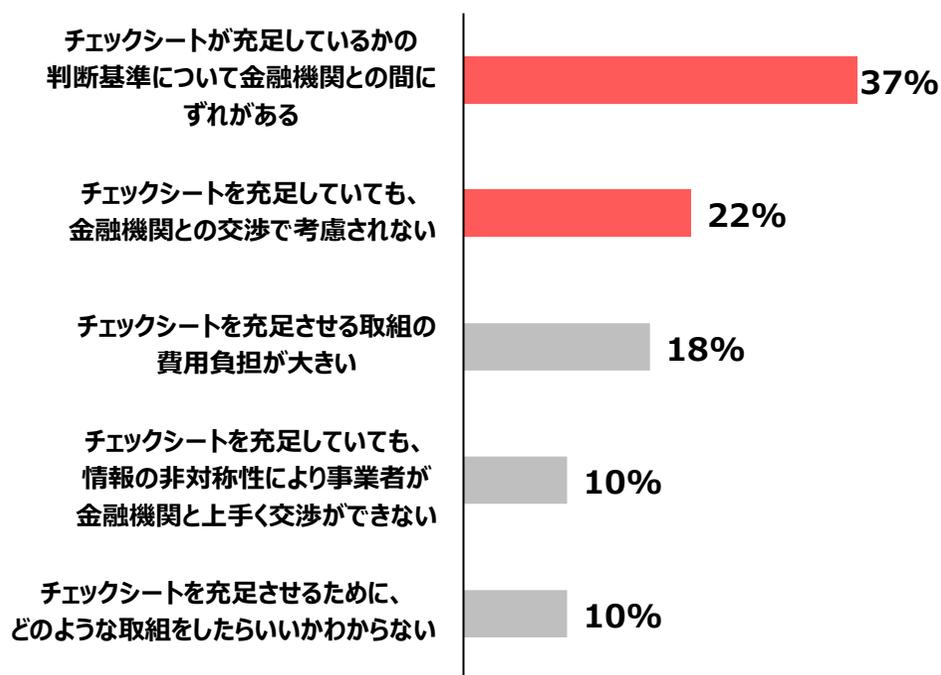
<p>中小企業活性化協議会</p> <p>認定経営革新等支援機関による、 経営者保証解除に向けた取組を 含めた経営改善計画の策定支援 に係る費用の補助</p> <p>(支援内容)</p> <p>(相談先一覽)</p>	
--	--

中小企業庁の「経営者保証」紹介ウェブサイト
<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/>

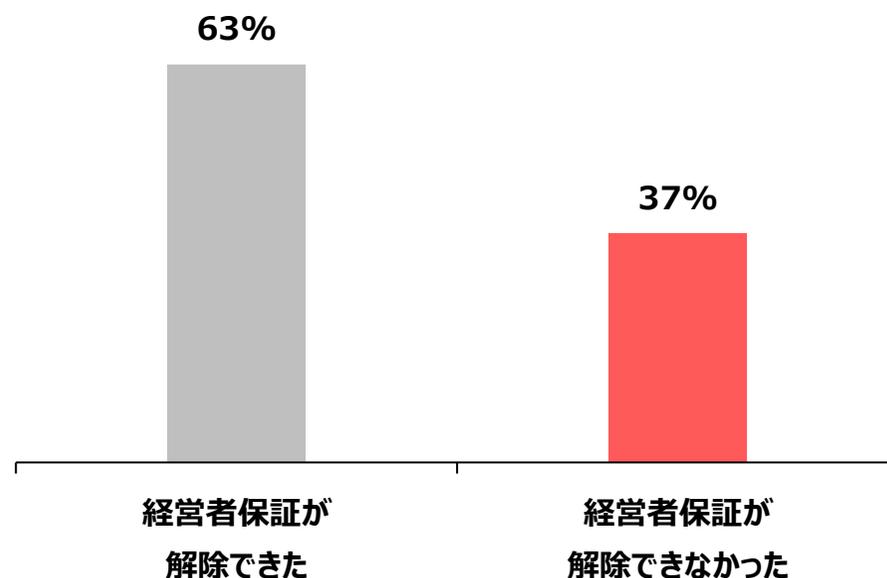
経営者保証解除の交渉が不調に終わった際の対応が課題

- 経営者保証コーディネーター（CO）（事業承継時支援）がチェックシート作成時に感じる課題としては、「**判断基準について金融機関との間にずれがある**」が**4割**、チェックシートの充足が「**金融機関との交渉で考慮されない**」が**2割**。
- 実際、経営者保証COがチェックシートを充足していると判断したものの、経営者保証を解除できなかった案件が4割。今後、経営者保証COの業務を平時まで拡充した場合、この課題が一層顕在化するため、経営者保証を解除できる割合を向上させる取組とあわせ、**交渉不調時などの対応が課題**。

経営者保証COが考えるチェックシート作成時の課題



チェックシート充足案件の経営者保証の解除状況



(注) 左図：n=51。右図：n=441。

(出所) 経営者保証コーディネーターに対するアンケート調査（令和3年8月）により作成。

日本政策金融公庫では、経営者保証を徴求しない定量基準を設定

- 信用保証協会だけでなく、**日本政策金融公庫**においても**経営者保証を徴求しない定量基準を設定**。

日本政策金融公庫・信用保証協会における経営者保証を徴求しない基準

		法人・個人の資産分離	財務基盤の強化	経営の透明性確保
ガイドラインを踏まえ、 定量基準を設定	経営者保証GL	①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている ②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない	①法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る	①適時適切に財務情報等が提供されている
	公庫中小 (*1)	要件なし (取引先全ての貸付審査時等に確認していることから、別途基準は設けていない)	以下のいずれにも該当しない先 ①直近期において 債務超過 ②直近2期において 連続して減価償却前経常赤字 ③ 償還条件変更先 ④ 延滞先	要件なし (取引先全てに決算書の提出を義務づけており、別途基準は設けていない)
	公庫国民 (経営者保証免除特例 (*1*2))	法人と代表者の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫において確認ができる	以下のいずれにも該当しない先 ①直近期において 債務超過 ②直近2期において 連続して減価償却前経常赤字 (*3) ③ 償還条件変更先 ④ 延滞先	要件なし (公庫からの求めに応じて、財務情報等について適時適切に提供することとなっている)
	信用保証協会 (金融機関連携型 (*4))	①法人と経営者の資産・経理が明確に区分されている (*5) ②法人と経営者の間の資金のやりとりについて、社会通念上適切な範囲を超えていない (*5)	以下のいずれにも該当しない先 ①直近期において 債務超過 ②直近2期において 連続して減価償却前経常赤字	①適時適切に財務情報等が提供されている (*5)

(*1) この他、保証人の徴求が必要と判断される事情がある場合等、経営者保証を徴求する場合がある。

(*2) この他、取引金融機関と経営者保証免除に関する協調対応が見込める場合も経営者保証免除特例の対象。

(*3) 税務申告2期末満の先は、原則無担保無保証の新創業融資制度を適用。

(*4) この他、「申込金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資が存在すること」も要件。

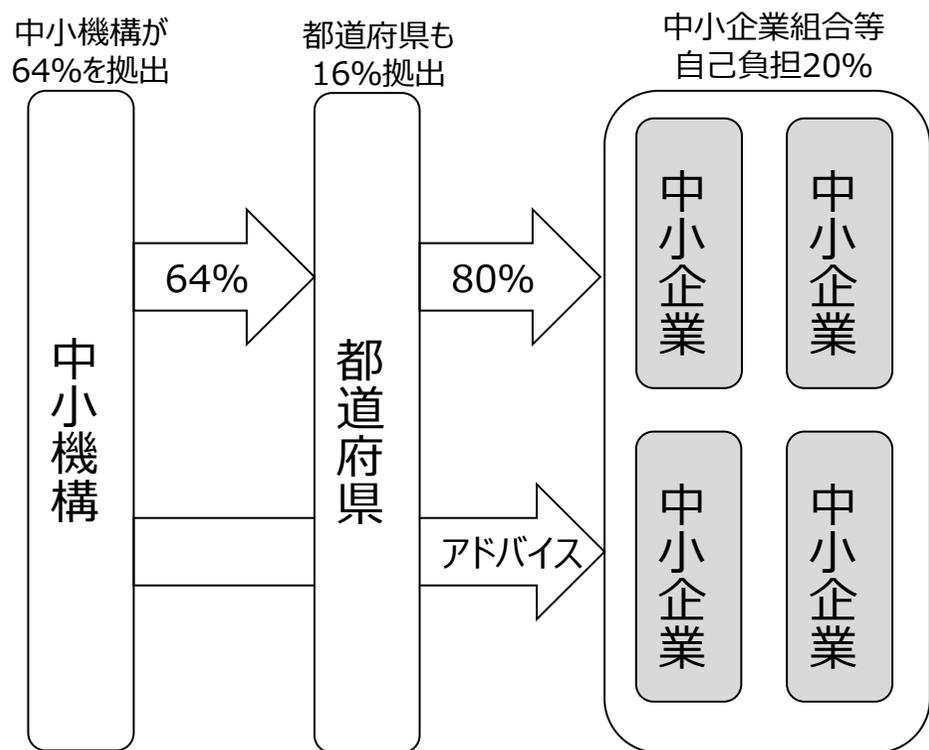
(*5) 申込金融機関の判断。

(出所) 日本政策金融公庫提供資料、信用保証協会HPにより作成。

高度化融資には経営者保証を求めるケースが多かった

- 高度化事業とは、一企業では行えない大規模な設備投資を行う中小企業組合等のグループに対し、都道府県と中小機構が資金・事業アドバイスの両面から、サポートする事業で、自治体によっては税制等の各種優遇措置も存在。組合法上、組合組織が任意加入・任意脱退を認めていることもあり、元々は**多くのケースで組合員の保証を求めていた**。

高度化融資の概要



	条件
貸付期間 (据置期間)	最長20年以内 (据置3年以内)
貸付利率	0.40% ※2022年度貸付決定分。特別な法律の認定に基づく事業計画、災害復旧に係る貸付等の場合は、無利子になる場合あり。
貸付割合	貸付対象事業費の原則80%まで (自己資金20%)
貸付対象施設	土地、建物、構築物、設備 (いずれも資産計上されるもの)
貸付対象者	中小企業組合など (高度化事業の種類毎に規定)
担保・保証	都道府県の規定による

高度化融資でも、経営者保証を原則非徴求の方向に

- 経営者保証ガイドラインの趣旨等を踏まえ、中小機構は、2021年2月に、高度化融資の都道府県向けガイドラインを改正し、原則個人保証によらない債権保全を求めることとした。具体的には、**担保、金融機関保証、またはその組み合わせを原則とし、個人・法人保証を債務者の要請に基づく場合に限定した。**

都道府県向けガイドラインにおける
高度化融資における債権保全原則

新規貸付	<p>貸付期間や債務者の財務状況等を踏まえた事業計画等を的確に評価し、必要最小限の債権保全とする。その際、原則個人・法人保証に依存せず、以下の順で適用</p> <p>① 貸付対象物件の担保のみ（担保に適さない貸付対象物件の場合、代わりに債務者が担保として別の物件を提供することができる）又は、担保に代えて金融機関保証</p> <p>② 担保のみでは債権保全に懸念があると判断される場合の債権額全額までの不足分について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加の担保提供 ・金融機関保証による保全 ・債務者の要請による個人保証または法人保証 <p>※個人・法人保証の場合、上限は2者</p>
既存貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・解除要請があった場合、新規貸付の考え方を適用し、担保以上の債権保全手段が不要と判断できる場合、金融機関保証の提供がある場合、個人保証を解除できる。 ・保証人たる役員の交代時には、保証人の入替を認める ・条件変更先、延滞先であることのみを理由として入り口段階で解除要請を拒否しない

ガイドライン上の経営者保証徴求イメージ

ケース1	物的担保	
ケース2	金融機関保証	
ケース3	金融機関保証	物的担保
ケース4	個人保証・法人保証 (債務者側要請)	物的担保
ケース5	個人保証・法人保証 (債務者側要請)	
ケース6	個人保証・法人保証 (債務者側要請なし)	物的担保

(注) 債権保全の必要性が認められない場合は、無担保・無保証とする。

(出所) 中小企業基盤整備機構提供資料により作成。

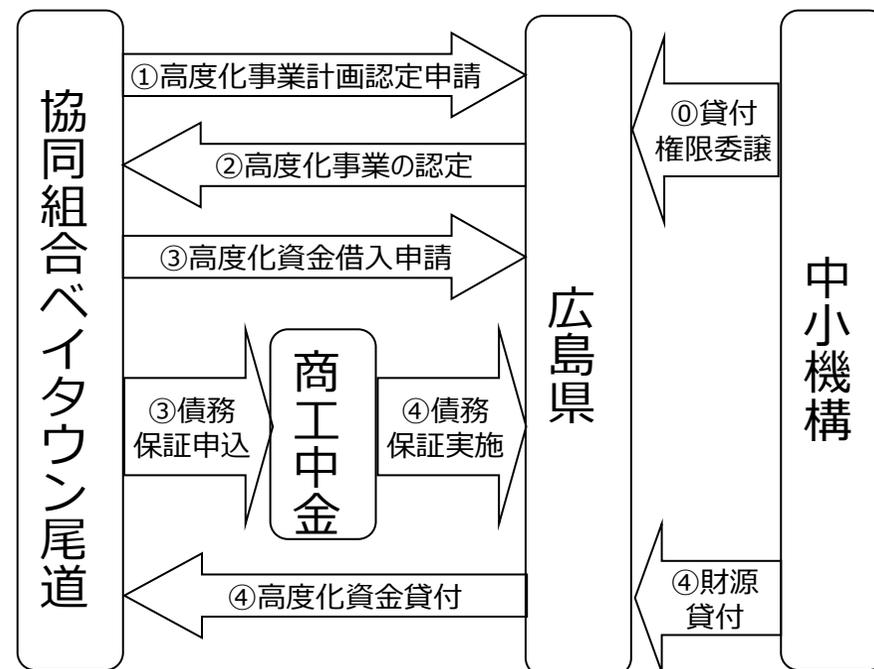
個人保証に依らない高度化融資に向けた取組

- 中小機構のガイドライン改正を踏まえ、多くの都道府県で貸付規則を改正するも、**一部対応予定のない自治体も存在**。
- 中小機構としては、①商工中金等と金融機関保証等に関する協力関係を確認、②**金融機関保証選択時に融資割合を現行の80%から90%に増加**、③**金融機関保証のみを利用する際に貸付利率を低減**（通常0.40%⇒0.15%）などにより担保・個人保証によらない融資を後押し。

機構のガイドライン改正を踏まえた都道府県の対応

中小機構のガイドライン改正を踏まえた都道府県の貸付規則の対応状況	都道府県数
改正済	14
改正中	18
改正の検討中	9
改正予定なし	6

商工中金による債務保証スキーム（福山支店の事例）



(注) 左図は、2022年4月11日時点。右図は、2015年、商工中金福山支店が広島県尾道市の協同組合ベイトウン尾道に対し、広島県の高度化資金貸付制度における借入に債務保証を行ったものを参考に作成。

(出所) 中小企業基盤整備機構提供資料、商工組合中央金庫HP等により作成。

事業承継をフェーズ毎に幅広く支援

- 事業承継においては、親族内承継のみならず、従業員承継やM&Aも、フェーズ毎に幅広く支援している。その中で、資金調達の一手段として、信用保証制度でも支援。また、承継時の経営者保証解除も支援。

親族内・従業員承継に関する支援策一覧

M&Aに関する支援策一覧

引継ぎの準備

- 経営状況を確認したい

ローカルベンチマーク、経営デザインシート

- 承継に向けて課題を把握したい

事業承継診断

- 今後の取組を相談したい

事業承継・引継ぎ支援センター

- 後継者候補を育成したい・承継に向けて準備したい

中小企業大学校

- 事業承継時の資金を調達したい

日本政策金融公庫等の融資、信用保証、小規模企業共済

- 株式等を承継させたい・したい

法人版・個人版事業承継税制、遺留分に関する民法の特例、所在不明株主に関する会社法の特例
中小企業経営力強化支援ファンド

- 経営者保証を解除したい

経営者保証ガイドライン、事業承継時の経営者保証解除

- 承継後の生活資金を積み立てたい

小規模企業共済

- 承継後に設備投資等を実施したい

事業承継・引継ぎ補助金、経営資源集約化税制（設備投資）

- M&A後のリスクに備えたい

経営資源集約化税制（準備金）

円滑な引継ぎ

引継ぎ後の経営革新等

事業承継時に経営者保証を解除できる各信用保証制度の実績は低調

- **事業承継時の経営者保証解除に向けた信用保証制度**については、親族内承継のみをターゲットとするのではなく、**幅広く従業員承継やM&Aも対象**。
- 一方で、いずれの制度も、**実績は低調**。

事業承継時に経営者保証不要とされている保証制度

	事業承継特別保証	経営承継借換 関連保証	経営承継準備 関連保証	経営力向上関連保証	地域経済牽引事業 関連保証
対象となる承継	親族内承継 従業員承継 M&A	親族内承継 従業員承継 M&A	M&A	親族内承継 従業員承継 M&A	親族内承継 従業員承継 M&A
その他の要件	承継の前後3年	経保により事業継続に 支障がある等の認定	後継者の確保が困難で ある等の認定	人材育成等の経営力 向上計画の認定	地域経済牽引事業計 画の認定
限度額	2億8,000万円（一般枠）	2億8,000万円（別枠）	2億8,000万円（別枠）	2億8,000万円（別枠）	2億8,000万円（別枠）
利用実績※1	616件、256億円	37件、2,128百万円	5件、180百万円	0件、0百万円	0件、0百万円
財務要件	申込日等※2において次の要件を満たしていること。 ① 資産超過であること ② E B I T D A有利子負債倍率※3が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと※4				

※1 制度創設（事業承継特別保証は2020年4月創設、その他4保証は2020年10月創設・措置）から2022年3月までの速報値。
 経営承継準備関連保証、経営力向上関連保証及び地域経済牽引事業関連保証については、保証人を不要とする類型のみに係る実績。

※2 コロナ禍においては、コロナに係る危機関連保証の指定期間の始期の前日でも差し支えない。

※3 E B I T D A有利子負債倍率 = (借入金・社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)

※4 危機関連保証及びSN保証4号（コロナ）の指定期間中に初めて返済緩和した場合を除く。

（出所）全国信用保証協会連合会提供資料により作成。

承継時もコロナ対策に係る保証制度を利用

- 事業承継特別保証等の対象資金は、事業承継時に必要な事業資金全般。
- 事業承継特別保証等の開始とほぼ同時に、新型コロナ対策として、**民間無利子融資、次いで伴走支援型特別保証と、金利・保証料等が大きく優遇された制度が措置**され、事業承継時の資金も対象。このため、**売上が減少した事業者はほとんどがこれらを利用したと推測される。**

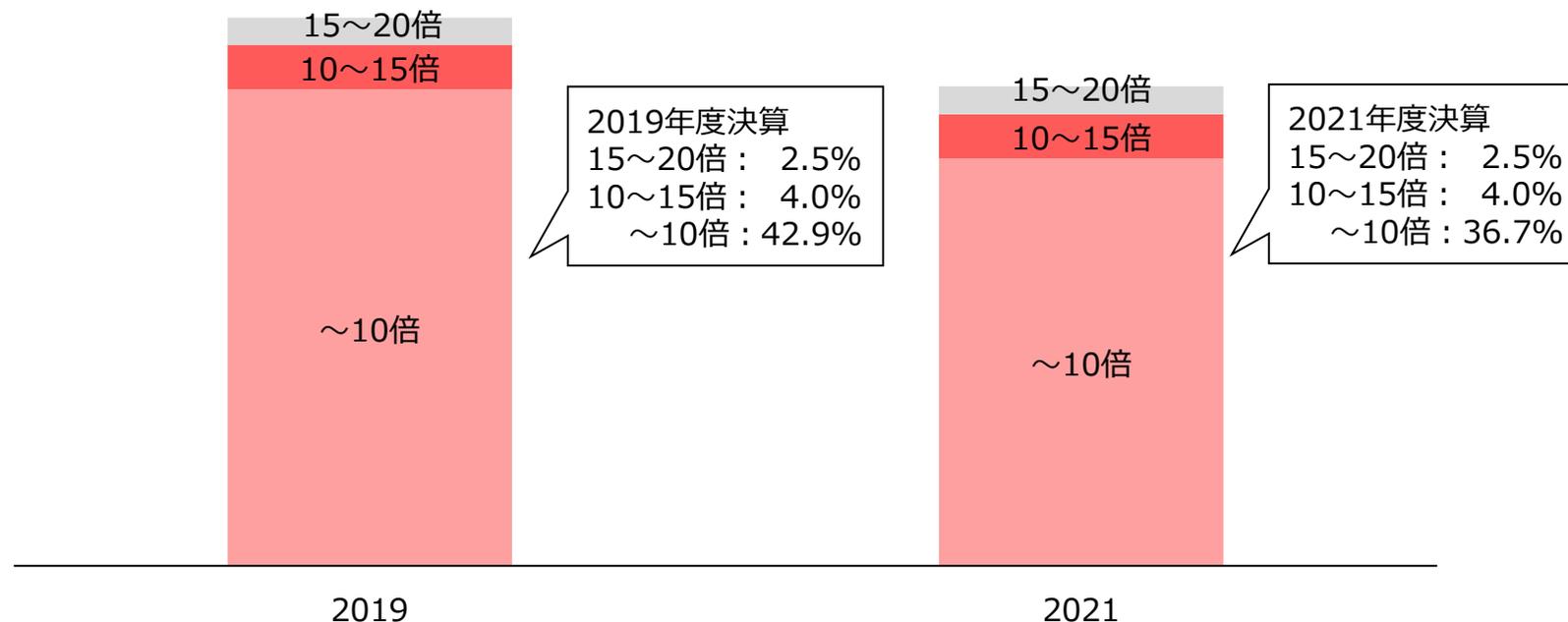
各保証制度における保証条件面での比較

	民間無利子融資	伴走支援型特別保証	事業承継特別保証
主な利用要件	小規模個人：売上高前年比▲5% その他：売上高前年比▲15%	売上高前年比▲15% 他	前ページの 財務4要件をすべて 満たしている場合には解除
経営者保証	前ページ財務要件のうち、 ①資産超過と③法人と個人の分離 を満たしていれば解除可	前ページ財務要件のうち、 ①資産超過と③法人と個人の分離 を満たしていれば解除可	
保証限度額	6,000万円	6,000万円	2億8,000万円
保証期間	10年以内	10年以内	10年以内 (一括返済の場合1年以内)
据置期間	5年以内	5年以内	1年以内
金利	0%	金融機関所定	金融機関所定
保証料率	0%	SN保証等を前提とする場合、 0.2% 一般保証の場合、財務区分に応じて0.2~1.15%	財務区分に応じて0.45%~1.90% (専門家からの確認を受けたものはそれぞれ、0.20%~1.15%)
申請期間	<u>2020年5月1日</u> ~2021年3月31日	2021年4月1日~2023年3月31日	<u>2020年4月1日</u> ~
実績	1,375,014件、235,559億円 (確報値)	57,442件、10,757億円 (2022年4月24日までの速報値)	616件、256億円 (2022年3月末までの速報値)

EBITDA有利子負債倍率緩和により、コロナ前と同程度のターゲット層

- 事業承継特別保証の要件のうち、①資産超過 かつ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内 を満たしている者が2019年度決算ではサンプル全体の43%だが、2021年度決算では、同37%。
- なお、2021年度決算では、**10倍～15倍を含めると同41%**と、2019年度決算で**10倍以下等を満たしている者と同程度**となっている。コロナの影響も踏まえ、EBITDA有利子負債倍率の要件を15倍に以内に緩和してもよいのではないか。

EBITDA有利子負債倍率の分布



(注) 事業承継特別保証の要件のうち、CRD協会保有データから分かる2要件（①資産超過、②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内）について、各年の全サンプルからあてはまる社の割合をそれぞれ算出。2022年4月末時点で決算情報のある2019年度1,199,469社、2021年度384,650社を集計。

(出所) CRD協会提供資料により作成。

1. 政策金融の効果検証

2. スタートアップ創出・創業促進

3. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

4. **ご議論頂きたい論点**

論点

1. 政策金融の効果検証

- 先般の経済対策において、コロナ対策としての実質無利子・無担保融資や危機対応融資が9月末まで延長となったが、危機時において、保証付き融資と政府系金融機関の役割はそれぞれどのように評価できるか。

2. スタートアップ創出・創業促進

- スタートアップの成長におけるデット・ファイナンスの位置付け、創業5年目までは政府系金融機関によるデット資金供給の役割が大きいことや、個人保証が創業を阻害しているとの指摘があることも踏まえ、日本公庫・商工中金における経営者保証に依存しない創業融資を一層拡充すべきではないか。

論点

3. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

- 「経営者保証を外すことができるかもしれない」というメッセージを強調したチラシについて、更に工夫すべき点はあるか。
- 経営者保証コーディネーターに対するアンケートでは、チェックシートを充足していても金融機関と目線が合っていないケースも多いことから、チェックシートの更なる明確化を図ってはどうか。
- 日本政策金融公庫では、信用保証協会と同様、経営者保証を徴求しない定量的な基準を広く事業者周知すべきではないか。また、例えば、官民金融機関に対し、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか等の説明を個別・具体的に求めてはどうか。
- また、高度化融資については、中小機構から周知はなされているが、貸付規則が未改正の自治体に対して、ガイドラインに沿った改正を改めて要請してはどうか。併せて、商工中金を始めとする、金融機関保証についても改めて周知してはどうか。
- 事業承継特別保証の要件緩和について、現状の実績や事業者の財務状況も踏まえ、EBITDA有利子負債倍率を10倍以内から15倍以内に緩和する案はどうか。